

産業廃棄物再生利用個別指定申請書 添付書類一覧表【再生輸送】

	添付書類	再生輸送		
		新規変更	延長	
1	①申請書の第2面、第3面及び別紙に記載した申請者、全ての役員（監査役を含む）、使用人及び出資者の 住民票（本籍地（外国人にあつては国籍）記載のあるもの。 以下同じ。） ②申請者が未成年者の場合、法定代理人の 住民票 ③出資者が法人の場合は、 法人の履歴事項全部証明書	○	○	
2	法人は、 定款（寄附行為） 及び 履歴事項全部証明書 （定款は原本証明をしてください）	○	○	
3	役員等が欠格要件に該当していない旨の 誓約書 （事業者・役員・株主等が欠格要件に該当していないことの誓約）	○	○	
4	法人の登記事項証明書に登記されていない使用人について、政令第6条の10に規定する使用人であることの 証明書	△	△	
5	事業計画 ①全体計画の概要、②再生輸送する産業廃棄物の種類及び運搬量等、③運搬施設の概要、④再生輸送業務の具体的な計画、⑤環境保全措置の概要	○	△	
6	①車検証の写し及び車両の写真	○	△	
	②運搬容器を使用する場合は、運搬容器の写真及び構造図	○	△	
	③事務所、駐車場付近の見取図	○	△	
7	積替え保管を行う場合	① 保管計画書並びに施設の平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図	○	△
		② 当該土地の登記事項証明書及び公図		
		③ 建物を使用する場合は、建物の登記事項証明書		
		④ 他人の土地又は建物を借用する場合は、借用に係る契約書等の写し（注2）		
		⑤ 当該土地の使用が他法令により規制を受ける場合は、所管課と協議（裏面参照）		
8	① 他人の車両を借用する場合は、雇車両契約書等の写し	○	△	
	② 他人の土地を駐車場として借用する場合は、借用に係る契約書等の写し			
9	産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の収集運搬に関する講習会の修了証の写し 修了証の照合を行いますので、原本を御持参ください。	○	○	
10	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法	○	○	
	金融機関の残高証明書、融資証明書等の資金が確保できることを証する書類（注3）	△	△	
11	（法人） 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費の内訳、売上（又は製造等）原価の内訳含む。）、株主資本等変動計算書、個別注記表、確定申告書の写し（別表1、別表4）	○	○	
	（個人） 資産に関する調査、直前3年の確定申告の写し（青色申告決算書（貸借対照表、損益計算書）又は収支内訳書）			
12	（法人） 直前3年の法人税の納税証明書（その1）	○	○	
	（個人） 直前3年の所得税の納税証明書（その1）			
13	今後5年間の事業に係る収支計画書	○	○	
14	経理的基礎申告書【市独自様式】（診断書が必要かどうか判断してください）	○	○	
	収支計画書に基づく経営診断書	△	△	
15	土地が他法令により規制を受ける場合は、所管課と協議（裏面参照）	△	△	

- (注) 1：○印は、必ず添付する書類です。△印は、該当する（変更する）内容がある場合にのみ添付が必要です。
 2：借用する土地等の使用について、所有者の承諾が得られていることが必要です。
 3：事業の開始に要する資金の調達が必要な場合は、金融機関の証明書が必要です。
 4：申請に必要な部数は2部（提出用、控用）です。控用はコピーでも結構です。
 5：申請は、日時等を担当者で調整して行ってください。

※再生利用個別指定業における経営診断書の添付の判断基準

【法人】

決算書	営業実績3年以上				営業実績 3年未満
直前期自己資本比率	0~10%未満	マイナス			
経常利益金額等（直前3年平均）	(赤字)	黒字・赤字	黒字	赤字	
経常利益金額等（直前期）	(赤字)	黒字	赤字	赤字	
診断士の診断書	必要	必要	必要	不許可	必要

注：・上表に該当しない者は、診断士の診断書を添付する必要はありません。

例：直前期自己資本比率が10%以上の事業者

- ・経常利益金額等とは、損益計算書の経常利益の金額に損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た数字をいいます。
- ・(赤字) は、どちらかが赤字または両方とも赤字の場合を意味します。
- ・自己資本比率：(貸借対照表の資本の部の合計) ÷ (貸借対照表の資産の部の合計) × 100
- ・診断士の診断書は、今後5年間の収支計画書に基づく中小企業診断士の経営診断書です。
- ・不許可となった場合でも、申請手数料及び診断費用は申請者の負担となります。

【個人】

資産調書	営業実績3年以上		営業実績3年未満
直前3年の所得税を1年でも納税していない年がある	全ての業者		全ての事業者
直前3年の所得税を3年間、納税していない		資産<負債	
診断士の診断書	必要	不許可	必要

注：・上表に該当しない者は、診断士の診断書を添付する必要はありません。

例：資産の合計から負債の合計を引いた額がプラス（0以上）で毎年納税している者

- ・診断士の診断書は、今後5年間の収支計画書に基づく中小企業診断士の経営診断書です。
- ・不許可となった場合でも、申請手数料及び診断費用は申請者の負担となります。

※再生利用個別指定業の事業用地が他法令により規制を受ける場合は、所管課と協議
他法令の協議先（市役所相談窓口）

関係法令	市役所相談窓口
農地法	農政課
森林法	森林課
建築基準法	開発審査課又は建築相談課
都市計画法・自然公園法	開発審査課
道路法・砂防法	土木管理課
河川法	土木管理課又は河川課